

令和5年2月1日
地域創生部
文化財保護課文化財活用係
電話：027-897-2925 内線：2925

群馬県指定文化財の指定について

令和5年2月1日（水）に、群馬県文化財保護審議会（会長 ^{とどころ} 戸所 ^{たかし} 隆）が
開催され、群馬県指定史跡1件の追加指定が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

1 答申（追加指定）が行われた群馬県指定史跡 史跡 膳城跡（追加指定）

（参考）

- 1 群馬県知事は、群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第38条の規定に基づき県内の重要文化財を群馬県指定文化財に指定することができます。
- 2 指定に当たっては、同条例第38条第2項の規定に基づき、群馬県文化財保護審議会に諮問しなければなりません。
- 3 指定は、県報の告示があった日からその効力を生じます。
- 4 今回答申された文化財が指定された後の群馬県指定等文化財の件数は次のとおりです。
種別は史跡ですが、追加指定のため数の増減はありません。

【群馬県指定等文化財】

種別	重要文化財	重要無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	選定保存技術	選択無形民俗文化財	計
件数	216	0	7	20	88	2	98	1	1	434

令和4年度 群馬県指定文化財候補

指定種別	史跡

名称及び員数	膳城跡（ぜんじょうあと）（追加指定）
所在場所	前橋市粕川町膳190番1
所有者	前橋市

1)由来及び沿革

膳城跡は、前橋市粕川町膳に所在し、赤城山麓の丘陵地上に構築された中世の城である。昭和12年、膳氏の子孫が本丸を中心とした土地を買い上げ、昭和24年膳城跡の永久保存を託し、旧粕川村に贈与された。本丸を中心として、遺構が良好に保存されている二の丸や東曲輪・北曲輪の一部が昭和24年3月11日に群馬県指定史跡として指定された。指定地のうち、9割以上が公有地である。今回の追加指定地は寄附を受け公有地化された。

2)内容

膳城は膳氏の居城として築城された。膳氏は鎌倉時代の「吾妻鏡」にその名が認められ、享徳4（1455）年頃には膳城を拠点としていたとみられる。天文13（1544）年には膳因幡守と桐生裕綱との争いの記録に膳城の名が記されている。

戦国時代には、上杉、北条、武田による上州での勢力争いの舞台となり、上杉勢の膳氏と北条勢の由良氏との攻防の記録が文献に残されている。中でも、天正8（1580）年の武田勝頼による膳城の攻略は、平服のまま攻め入って城を落としたといわれており、『関八州古戦録』等に「膳城素肌攻め」として伝えられている。その後、資料等の記録は見られない。

膳城は、その規模、南北550m、東西300mに及び、赤城山麓の小丘陵を利用して築城された。本丸はその中央に位置し、南北60m、東西40mを測り、周囲に深さ7mほどの堀を巡らせている。さらに、東曲輪、西曲輪、北曲輪、二の丸、三の丸などの区画があったことが確認されている。二の丸は南北150m、東西130mほどの三角形を呈し、西・東・南の分郭に分けられる。二の丸の東分郭には、北西部の櫓台を起点とし、東に100m、南に20mほどの土塁が現在も残されている。本丸と二の丸は大堀切で区切られており、いわゆる「一城別郭」の構造を持つことが知られている。本丸と二の丸の遺構は良好に残っており、当時の姿を保存している。

この本丸を中心とし、二の丸の西分郭と東分郭の北端部、東曲輪・北曲輪の一部がすでに指定されている。今回追加指定の候補となっている区域は、既指定地の南に接し、二の丸東分郭の主要な範囲にあたる。

3)種類と数量

城跡（追加指定面積 1,116.42㎡）

4)指定理由

追加指定地の候補となっている区域は、既指定地の南に接しており二の丸東分郭の主要な範囲にあたる。遺構は良好に残っており、指定により史跡の確実な保護が可能となる。

[指定基準]

群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準の1（2）に該当する。

第6 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

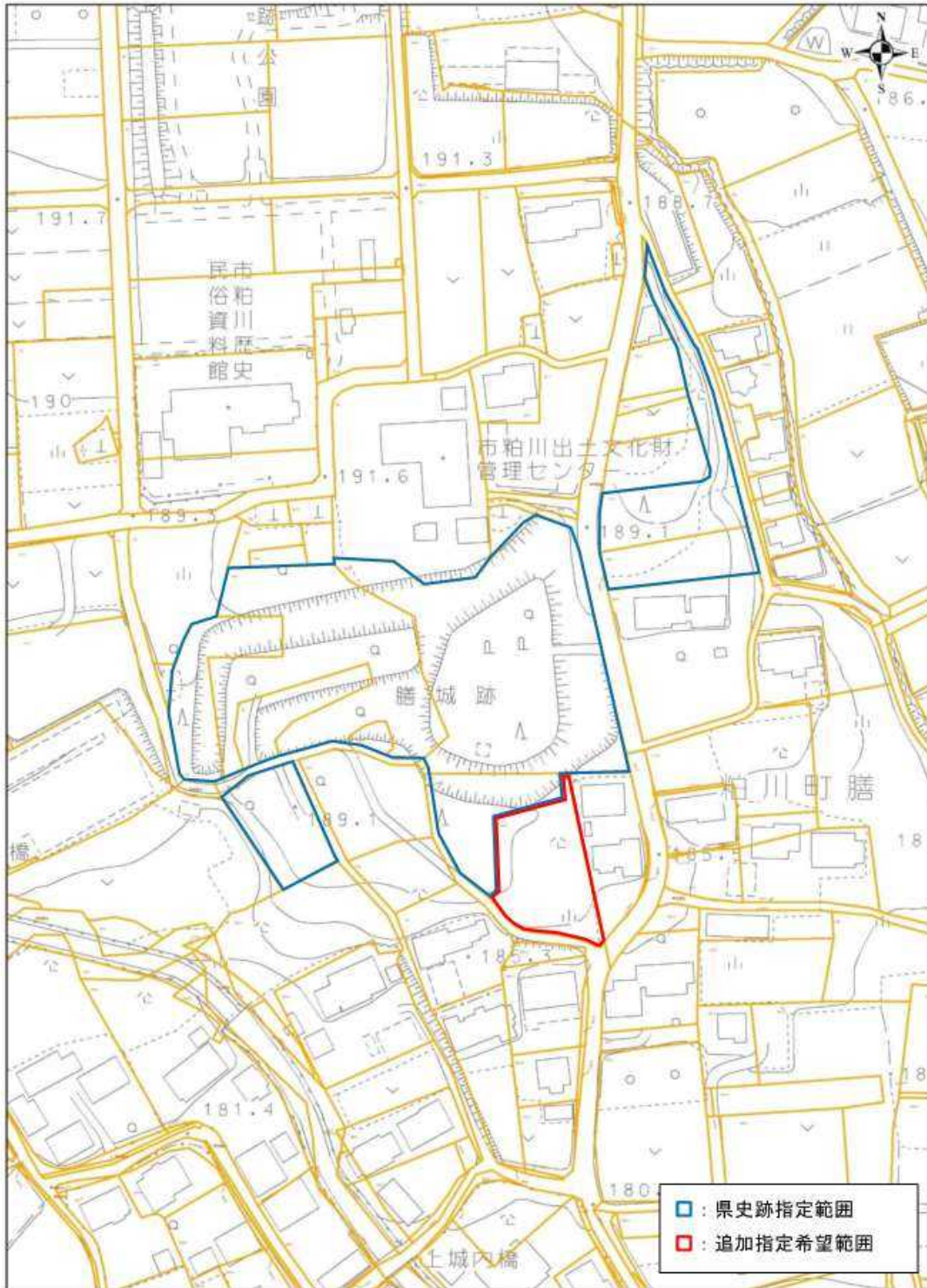
1 史跡（2）国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

【位置図】

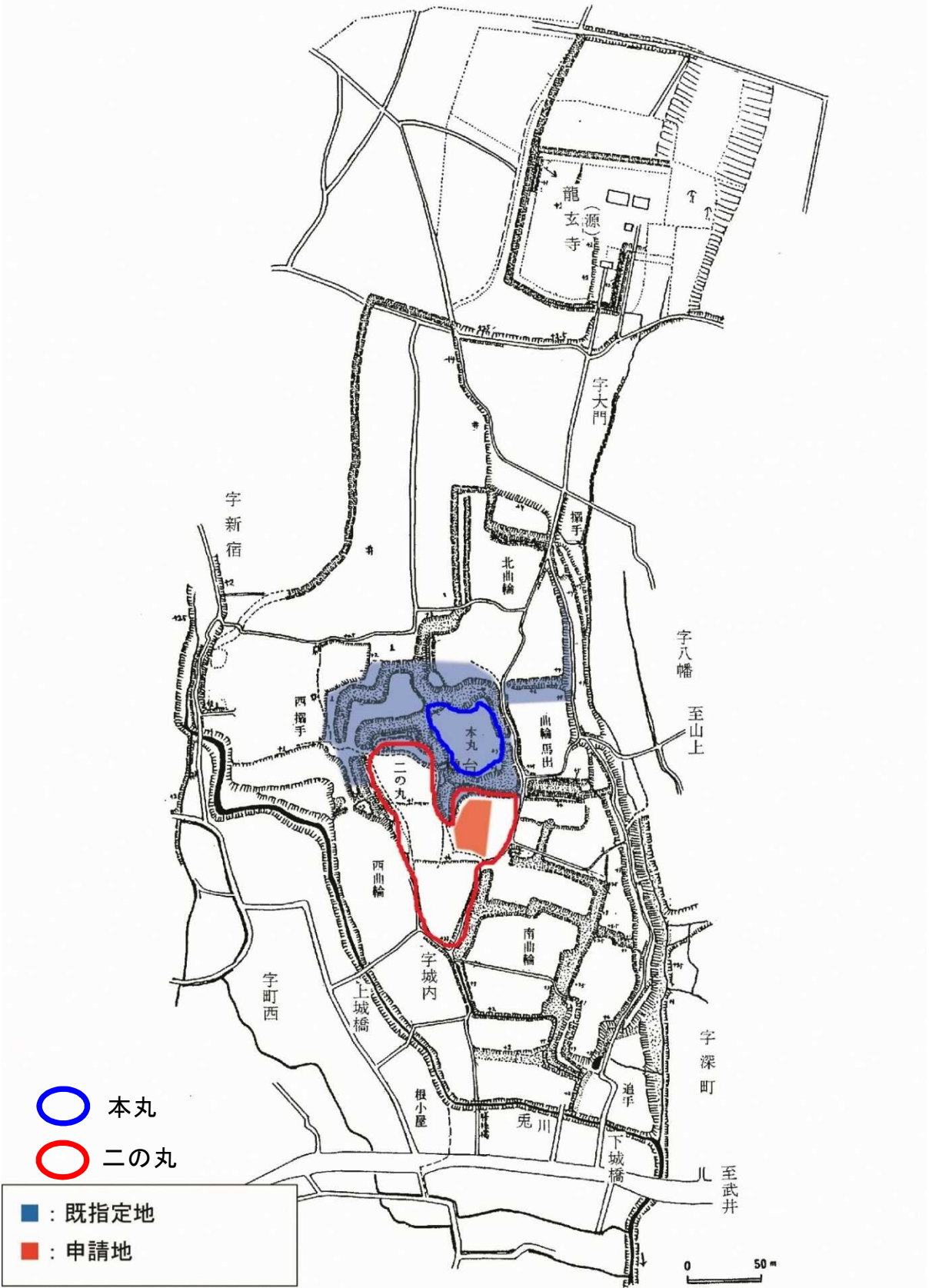


※地理院地図（国土地理院）を加工

史跡範囲

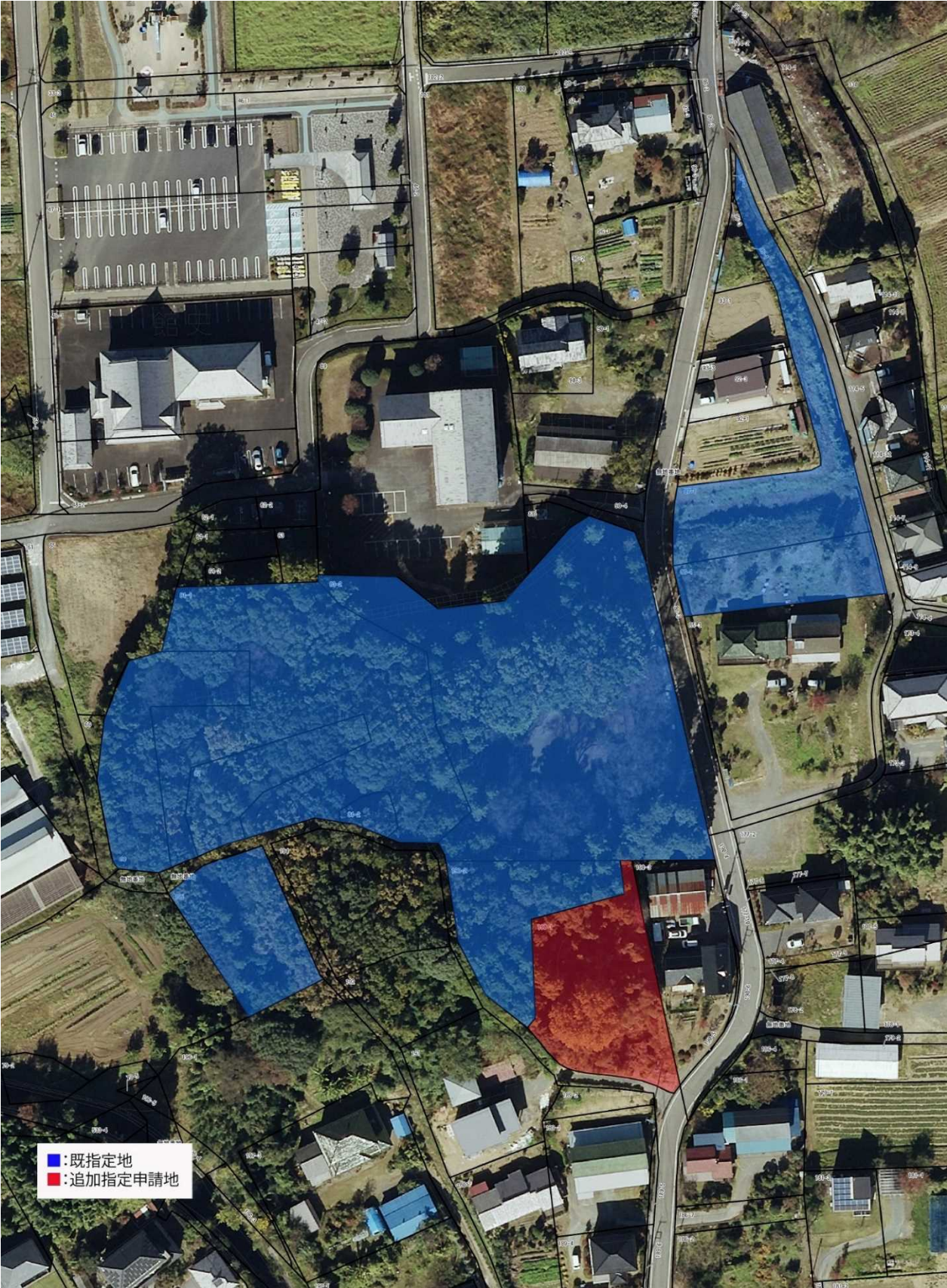


膳城跡縄張図



膳城跡縄張図（山崎一 1985 「粕川村城館址考－膳城－」『粕川村の遺跡』粕川村教育委員会に加筆）

膳城跡航空写真図（指定範囲・追加指定範囲）





本丸跡



追加指定地（二の丸東分郭内・南から）